

「持続化給付金」の電子申請が困難な事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者様に対して、事業の継続を下支えする「**持続化給付金**」の申請が**5月1日**から受付開始されました。

○ 給付金は、**電子申請(パソコン等)**により申請手続きすることになります。

電子申請は、原則、お持ちのパソコンやスマートフォンから、ご本人が行っていただくものですが、ご自身では電子申請が困難な事業者様に対して、**商工会のパソコン**を利用(解放)して、**電子申請の入力支援や必要書類の確認**などの手続きをサポートします。

ご希望の方は、商工会にご相談ください。

ご留意事項

商工会のパソコンを使用して申請いただく場合でも、**ご自身のメールアドレスをお持ちでない方はご自身でメールアドレスの取得を行っていただきます。**

また、取得していただいたメールアドレスのその後の管理や通知内容の管理は、申請事業者様ご自身で行っていただきます。

渥美商工会の申請サポート期間

令和2年5月14日 ～ 12月25日まで(平日のみ)

時間 午前9時00分 ～ 午後4時00分

解放するパソコン台数には限りがあり、日々混雑が予想されますので、**完全予約制(電話のみの受付)**とさせていただきます。お急ぎの方はご了承ください。

渥美商工会

予約電話番号 0531-33-0441

メールアドレスの確認について

パソコンのメールアドレスを持っている。

※持続化給付金のホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) より、

IDとパスワードを設定してきてください。

※IDとパスワードはメモに控えて、ご持参ください。

携帯電話のメールアドレスを持っている。

※以下のドメインを受信できるように設定してください。

@jizokuka-kyufu.jp

※ドメインの受信方法につきましては、商工会では対応しませんので、方法がわからない方は、携帯電話を購入されたお店等へお問合せ下さい。